

外国人の方が退職し出国される場合

納税管理人の届出と市県民税の納税にご協力ください

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き（書類の受取、税金の納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所がなることもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合、納税管理人の届出をお願いします。

◎ 出国される方が**特別徴収**のとき

毎年5月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収関係書類綴」にある「給与所得者異動届書」により退職の届出をしてください。また、出国後の市県民税の納税が困難となるため、出国される1か月前くらいを目処に、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	お願いしたい対応
1月から5月 末までの間	①この期間の未徴収税額は、必ず、最終給与から一括徴収していただきますようお願いします。 ②1月1日に住民票が伊予市にある方は、帰国後も新年度の「市県民税」が課税されます。納税管理人の届出をお願いします。 6月中旬に納税通知書と納付書をお送りしますので、納付をお願いします。（なお、出国の際に概算で新年度の税額をお知りになりたい場合はご相談ください。）
6月から12月 末までの間	この期間の未徴収税額も、最終給与から一括徴収していただきますようお願いします。 一括徴収が困難な場合は、納税管理人の届出をお願いします。

◎ 出国される方が**普通徴収**のとき

納税管理人の届出をお願いします。特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の市県民税納税通知書は帰国後にお送りすることになるため、納税等が難しくなります。

外国人の方が租税条約に該当される場合

「租税条約に基づく免税届出」を毎年3月15日までに市へ提出してください。

平成31年4月より、外国人労働者の新たな在留資格「特定技能」が創設されましたが、この資格の期間の収入は租税条約に基づく免税に該当しません。ご注意ください。